



第 7 章

誘導施策

第7章 誘導施策

7.1 基本的な考え方

3.4で示す目指すべき都市構造を実現するため、下記に示す都市機能誘導施策、居住誘導施策の継続および実現に取り組めます。

7.2 主な誘導施策

(1) 都市機能誘導施策

高次な都市機能が集積する中心拠点に連携する副次拠点、地域生活拠点及び生活拠点を核とした多核連携型都市構造の構築を目指すため、各拠点における都市機能の維持・確保に取り組むとともに、姫路市総合交通計画と連携を図り、鉄道やバスなどの公共交通の機能強化による公共交通の利便性向上、乗り継ぎ・乗り換えの改善等による公共交通の利用環境改善などの推進を図るとともに都市機能の拡散防止及び市民の生活利便性の維持・向上につなげるため、公的不動産を活用し、戦略的に都市機能の誘導を図ります。

【主な施策】

○中心市街地の活性化

姫路市中心市街地活性化基本計画に掲げる事業、姫路城周辺都市再生整備計画に基づく事業、県立病院と民間病院の統合、大学研究機関の誘致、手柄山中央公園の再整備、姫路・英賀保駅間の新駅整備 など

○拠点の基盤整備

JR 網干駅前土地地区画整理事業、JR 英賀保駅周辺土地地区画整理事業、鉄道駅周辺整備プログラムに掲げる事業 など

○物流機能および拠点間連携の強化

都市計画道路整備プログラムに掲げる基幹道路事業など

○公共施設等の最適化

姫路市公共施設等総合管理計画に基づく、施設の床面積総量及び配置の適正化 など

(2) 居住誘導施策

経済力の維持・強化や地域コミュニティの維持・活性化を図るため、ものづくり力の維持・強化につながる労働人口の増加に積極的に取り組むとともに、歩行空間の確保や若者の転出超過の解消、子育てしやすい環境づくり、元気な高齢者の増加に取り組めます。

また、将来の公共交通ネットワークの構築を目指すため、地域生活圏や都心部とのネットワーク化、地域生活圏における市民生活の利便性の向上を促進するため、公共交通網の充実を図るとともに公的不動産も活用し、居住の誘導を図ります。

【主な施策】

○居住地の基盤整備

姫路城周辺都市再生整備計画に基づく事業、阿保土地区画整理事業、JR 網干駅前土地区画整理事業、JR 英賀保駅周辺土地区画整理事業 など

○居住地の環境および安全性の向上

都市公園整備プログラムに掲げる事業、公園・道路橋梁の長寿命化推進事業、都市基盤河川大井川改修事業、下水道雨水計画に基づく浸水対策事業、急傾斜地崩落対策事業 など

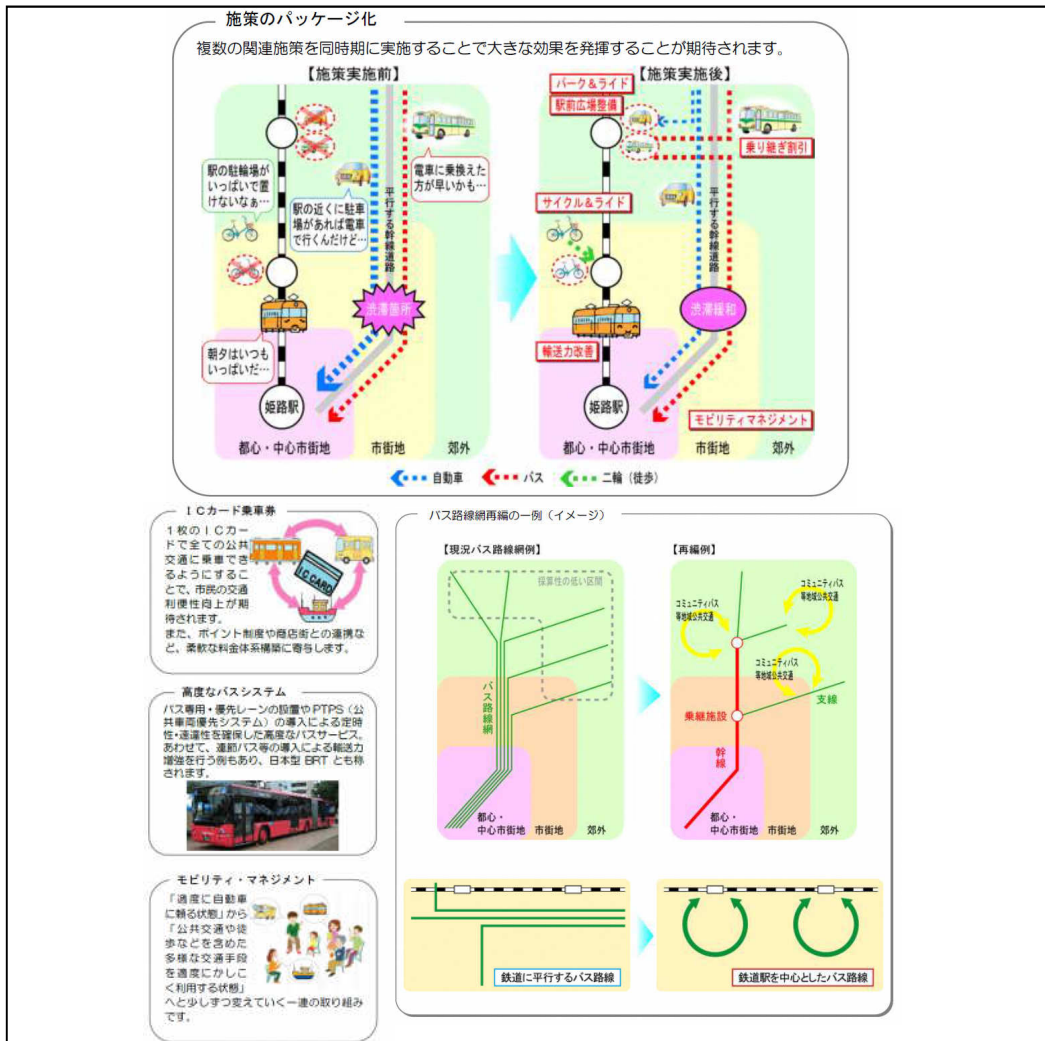
○居住人口の維持

ひめじ創生戦略アクションプラン、姫路市子ども・子育て支援事業計画に掲げる事業 など

(3)関連して実施する施策 5

○公共交通利便性の向上

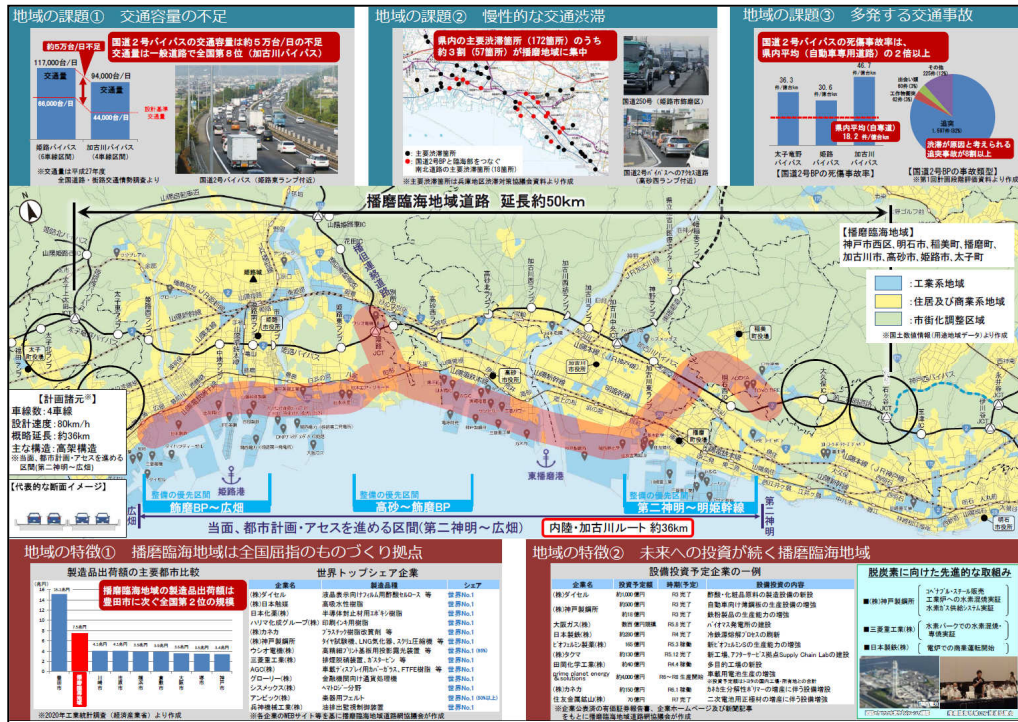
姫路市総合交通計画に掲げる事業 など



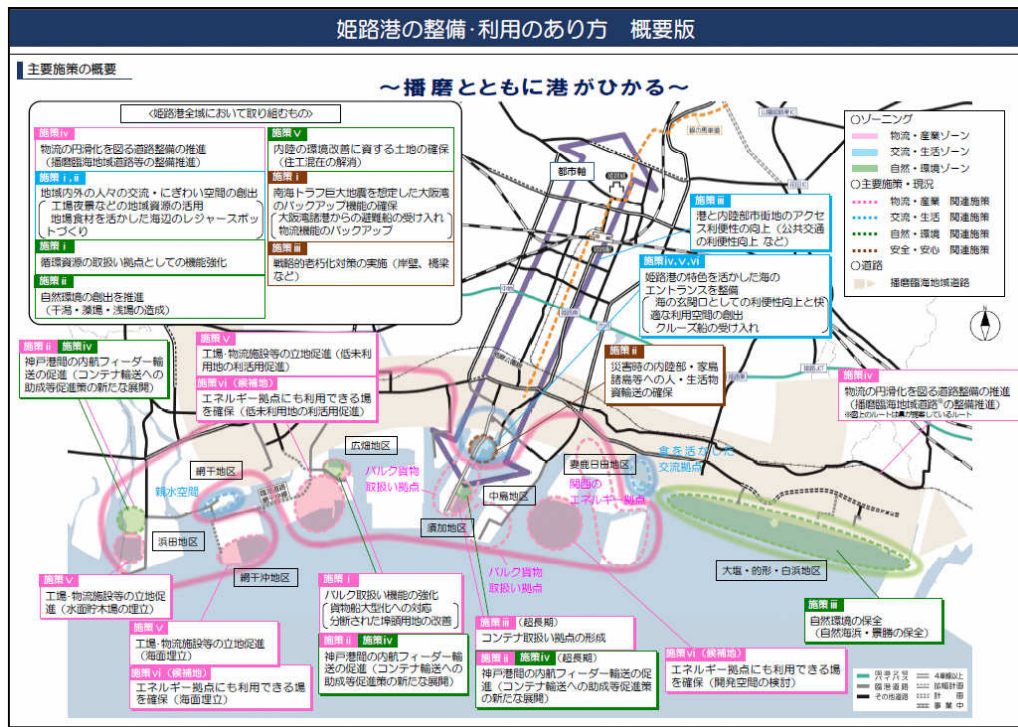
出典 姫路市総合交通計画

○ものづくり力の維持・強化

播磨臨海地域道路の整備促進、姫路港の整備・利用のあり方に掲げる事業 など



出典 「播磨臨海地域道路パンフレット」(兵庫県)



出典 「姫路港の整備・利用のあり方」(兵庫県)

○上位・関連計画の推進

西播磨地域都市計画区域マスタープラン、姫路市都市計画マスタープラン、中播磨圏域の立地適正化の方針、兵庫県保健医療計画 など

第7章
誘導施策

7.3 今後検討する主な施策

更なる都市構造の強化に向けて社会情勢の変化等を注視しつつ以下の施策を検討していきます。

【主な施策】

○税制上、金融上の支援制度

国では、誘導する都市機能増進施設に対する税制上の特例措置※を設けています。また、民間都市開発推進機構による金融上の支援措置も講じられています。

※国 HP : https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000023.html

○都市構造再編集中支援事業

国は「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を講じています。

都市構造再編集中支援事業

○「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体：地方公共団体、市町村都市再生協議会、民間事業者等
国費率：1/2（都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内）、4.5%（居住誘導区域内等）

<p>対象事業</p> <p>＜市町村、市町村都市再生協議会＞ ○都市再生整備計画※に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するものをパッケージで支援。 ※市町村が作成する都市の再生に必要な公共施設の整備等に関する計画</p> <p>【基幹事業】 道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター、フレックポイント施設等）、都市機能誘導区域内の誘導施設※、基幹的誘導施設（医療、社会福祉、教育文化施設等）、エリア価値向上整備事業 等</p> <p>【提案事業】 事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実装等）、地域創造支援事業（提案に基づく事業）</p> <p>【居住誘導促進事業】 住居移転支援、元地の適正管理 等</p> <p>＜民間事業者等＞、＜都道府県等（複数市町村が広域的な誘導施設の立地方針を定めた場合に限る。）＞ ○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設※及び基幹的誘導施設（広域で利用される誘導施設）の整備</p> <p>※民間事業者に対する支援については、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援施設補助金（補助対象事業費の2/3）に国費率を乗じて得られた額の1/4以内の額を補助金の額とする。 ※地域生活拠点内では、一部の基幹事業を除く。 ※誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区における事業は支援対象外だが、広域連携を行った場合は政令市を支援対象とする。</p> <p>施行地区</p> <p>○立地適正化計画の「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」 ○立地適正化計画に位置付けられた「地域生活拠点（都市計画区域外、都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分）※」 ※ただし、都市計画適用計画に反して居住誘導区域に誘導する区域において水辺まちづくり計画がある場合、計画に位置付けられている事業 ※市町村等内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している場合、緑地等の整備 ※居住誘導区域面積が市町村域面積の1/2以下の市町村の居住誘導区域外、②防災指針に即した災害リスクの高い地域であって居住誘導区域、③誘導施設が誘導する誘導施設（歩行空間等） ※誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区における事業は支援対象外だが、広域連携を行った場合は政令市を支援対象とする。</p>	<p style="background-color: #ffe0e0; padding: 5px; margin: 5px 0;">市町村が立地適正化計画を作成・公表</p> <p style="font-size: small;">まちづくりの方針、都市機能誘導区域、居住誘導区域等を設定</p>  <p style="background-color: #ffe0e0; padding: 5px; margin: 5px 0;">市町村が都市再生整備計画を作成・公表</p> <p style="font-size: small;">都市構造再編集中支援事業による支援</p> 
--	---

出典 国土交通省資料（国 HP: https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001620180.pdf）

7.4 誘導施策関連図

